



発行：豊島区
編集：政策経営部広報課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
☎3981-1111 (代表)
ホームページ
http://www.city.toshima.tokyo.jp

東京都最低賃金改正のお知らせ

10月1日から時間額710円となりました。月給制、日給制などすべてに「時間額」が適用されます。
☎東京労働局賃金課 ☎3814 - 5311

平成17年4月利用分から

秀山荘・四季の里の
利用方法が変わります

さらにお得にさらに使い
やすくサービス充実!

秀山荘および猪苗代四季の里は、4月から民間事業者の運営となります。これに伴い、4月からの利用方法が変わります。主な変更内容は、左表をご覧ください。なお、3月までのご利用についてはこれまでと同じです。
また、豊島区から秀山荘および猪苗代四季の里への直通観光バス(周遊観光バス)の乗り入れや、各種イベントなども企画しますので、是非お出かけください。
秀山荘について/区民施設係 ☎3981・4623、猪苗代四季の里について/生涯学習課管理係 ☎3981・1188

Table with 2 main columns: 山中湖秀山荘 and 猪苗代四季の里. It details reservation methods, fees, and cancellation policies for both facilities.



山中湖秀山荘



猪苗代四季の里

災害時の相互支援を行っています

副危機管理担当課 ☎3981・1467

新潟県中越地震

旧堀之内町へ支援と調査

11月11日(木)、新潟県中越地震で大きな被害を受けた旧堀之内町(現魚沼市)へ、総務部長を責任者とした調査隊を派遣しました。これは「非常災害時ににおける相互支援に関する協定」に基づくもので、義援金68万8千787円(町会などの団体、区議会・区職員、区庁舎の募金箱と、湿布薬2千500枚、ブルーシート200枚を渡すとともに現地の状況を調査しました。
余震が続く復旧に追われるこの時期に視察したのは、復旧段階での現状を把握し協定をより有効性のあるものにするとともに、今まで協定を結んでいる自治体間のネットワークによる相互支援を検討するためです。



「頑張ってください」と言葉を交わして

魚沼市フェア

11月25日(木)、中池袋公園で魚沼市による「地震に負けないがんばり」をテーマにした「魚沼市フェア」が開催されました。フェアでは、地震被災地への義援金(11月25日現在)

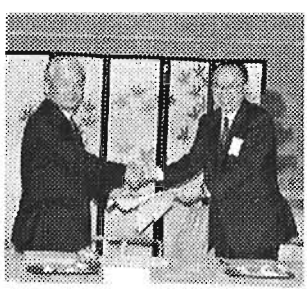
Table listing donation amounts for disaster relief in Iizumi City and Niigata Prefecture.

栃木県南那須町と協定締結

10番目の協定

11月18日(木)に「非常災害時における相互支援に関する協定」の調印式が栃木県南那須町で行われました。これで区が協定を結ぶのは10の自治体となりました。

今回の協定では、①生活必需品などの救助救済用物資の提供 ②応急対策用資器材の提供または貸与 ③職員の派遣 ④被災者の一時収容のための施設の提供などが定められました。



また、南那須町は、区との協定をもとに旧堀之内町に支援物資を送りました。区が目指している相互支援のネットワーク化がすでに働き始めています。

「東京芸術劇場から広がる文化都市としまの創造」

第3期

としま文化フォーラム

文化の風薫るまちを目指して

◇塾長：東京芸術劇場館長／小田島雄志、副塾長：豊島区長／高野之夫、顧問：東京都写真美術館館長／福原義春

毎回各分野の第一線で活躍する文化人を招き、楽しい講演を通して、「文化を機軸としたまちづくり」について皆さんと一緒に考えていきます。

「文化の担い手」である皆さんの参加をお待ちしています。◇開催日時：講師など：下表のとおり

◇会場：東京芸術劇場5階大会議室

◇対象：区民※区外の方も可。◇定員：120名

◇受講料：1万円、学生の方は7千円(全5回分) ※第1回受講日に会場で納入

申込みが「としま文化フォーラム(第3期)受講希望」と明記し、①〒住所②氏名③電話番号④年齢(学生の方は学校名も記載)を記入の上、1月20日(消印有効)までに「〒170-8422 東池袋1の18の1 文化デザイン課文化芸術係」へ※ファクス、Eメールも可。定員になり次第締切。

◇主催／としま文化フォーラム実行委員会(東京芸術劇場・豊島区・豊島区コミュニティ振興公社) 豊島文化芸術係 ☎3981-11270、FAX 3981-12113、culture@city.toshima.tokyo.jp

開催日	時間
第1回 1月26日(水)	午後6時30分 ～8時30分 (午後6時開場)
第2回 2月9日(水)	
第3回 2月23日(水)	
第4回 3月9日(水)	
第5回 3月16日(水)	

《講師紹介》

第1回 鳳 蘭氏

女優。宝塚歌劇団退団後、数多くのミュージカルに出演、活躍している。日本芸術祭賞、芸術選奨文部大臣賞など受賞。日本ミュージカル界を代表するエンタティナーである。



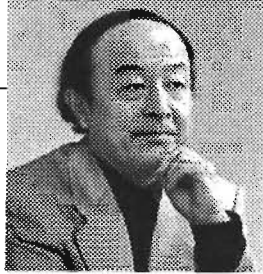
第2回 朝倉 摂氏

舞台美術家。実験的な演劇から伝統演劇、オペラまで、幅広く舞台美術を手がける。テアトロ演劇賞、芸術祭賞など受賞。日本舞台美術家協会理事、日本劇場技術家協会会長などを務める。



第3回 池辺晋一郎氏

作曲家。第35回日本音楽コンクール第1位、毎日映画コンクール音楽賞、日本アカデミー賞優秀音楽賞など受賞。作品は、交響曲、オペラ、映画・ドラマ音楽など多数。(株)日本作曲家協議会会長、東京音楽大学教授を務める。



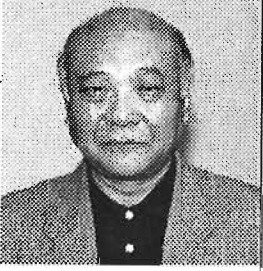
第4回 山田太一氏

作家・脚本家。松竹助監督を経て、昭和40年フリーのシナリオライターに転向。都会の小市民を素材にした作品(「岸辺のアルバム」、小説「異人たちの夏」など)を多数発表。山本周五郎賞など受賞。



第5回 小田島雄志氏

東京芸術劇場館長。「シェイクスピア全集」の翻訳により芸術選奨文部大臣賞受賞、演劇の翻訳と評論により紫綬褒章受賞。平成14年文化功労者。



豊島区自治基本条例区民会議 「中間まとめ」に取り組んでいます

検討の経過

区行財政の構造改革、区民の参加と協働による新しい自治のかたちが求められる中で、区民と議会と行政が、ともに豊島区の自治を実現していくためのルールが求められています。

豊島区自治基本条例区民会議(以下区民会議)は、自治のルールを区民自らが主体的に検討する場として、今年5月の準備会からスタートし、7月に区とパートナーシップ協定を結び、正式な会議として発足しました。以後毎月2回の全体会議とグループ別のワーキングなどを通じて、自治のルールについて検討を重ねてきました。その中から、以下の4つのテーマを柱に、条例に盛り込むべき項目を整理し、来年1月に「中間まとめ」として発表する予定です。

みんなで考えるプロセスを大切にします

区民会議では、在住、在勤、在学、在活動の様々な立場を越えて集まったメンバーが、一から議論する中で、自治の在り方について考えてきました。区民自らが考え、議論を交わすことが、真の「自治」を実現する大切なプロセスになります。

区民会議は、公開の会議です。会議の傍聴ほか、検討状況は随時区のホームページ(アドレス1面上部欄外参照)でお知らせしています。また、「中間まとめ」を機に、広く区民の皆さんと意見交換する場を設けていきます。

みなんで考えるプロセスを広げていけるよう、是非皆さんもご意見をお寄せください。

今後の区民会議開催予定

第15回	12月16日(水)
第16回	1月11日(水)
第17回	1月20日(水)
第18回	2月1日(水)
第19回	2月17日(水)
第20回	3月1日(水)
第21回	3月17日(水)

各回とも
◇開催時間…午後6時30分～8時30分
◇会場…区民センター5階音楽室
◇当日直接会場へ。
◇傍聴に関するお問い合わせ、区民会議に対するご意見は事務局へお寄せください。
◇事務局…自治基本条例担当 ☎3981-4202、FAX 3981-1021、kikakuchosei@city.toshima.tokyo.jp
※区民会議では、「中間まとめ」発表の区民フォーラムや出前説明会などを企画しています。詳細は決定次第お知らせします。

区民会議が考える自治の4つの柱

区民の定義、権利と責務

豊島区というまちは、そこに住み、働き、学び、活動する人や様々な組織・団体など、多様な人々から構成されています。そうした都市としての豊島区の成り立ちを踏まえ、自治の主体となる「区民」を幅広くとらえるとともに、多様な「区民」の参加する権利、参加にあたっての責務などを提案します。

参画と協働

公共サービスの在り方や地域社会づくりの方向性を決定するに当たって、区民の意思を正しく区政に反映させていくために、区政情報の共有化を前提とし、区民が区政に参画する諸制度を提示します。また、区民自身も公共の担い手として、共に地域社会を築いていく「協働」の原則を提案します。

コミュニティ

人間関係が希薄化した都市型社会において、区民自らが地域における自治の力を取り戻すために、コミュニティの役割を改めて見直します。「組織ありき」ではなく、多様な生活形態を過ごす人々の日常的なつながりを大切に、様々な目的や課題に応じ、幅広い人々が参加できるコミュニティの形成を提案します。

議会・行政運営

区民は、直接選挙による議会と区長に区政を信託しています。地方分権の流れの中で、区民に一番身近な自治体である区は、区民の信託に応え、自立した自治体運営を担っていくことが求められています。そうした視点から、議会や行政それぞれの責務や、透明で信頼できる区政運営の在り方を提案します。

みんなで考えよう自治のルール

「地域区民ひろば」のモデル実施を提案しています

豊島区民ひろば担当係 ☎3981-11479

「地域区民ひろば」構想については23小学校区で説明会を行うとともに、児童館、ことぶきの家を利用しての皆さんへ説明を行ってまいりました。また、様々な団体からの要望にお応えし、個別の説明会も開催しました。これらを通じて区民の皆さんから多くのご意見・ご要望をいただきました。

お寄せいただいたご意見などを踏まえて、平成17年度に6つの小学校区でモデル実施を行う方針です。

モデル実施

●対象の小学校区

- ①東池袋小学校区 ②西池袋小学校区
- ③朝日小学校区 ④南池袋小学校区
- ⑤高松小学校区 ⑥さくら小学校区

●実施予定時期

- ①②③は平成17年4月、④⑤⑥は平成17年7月

●実施内容

- ①児童館・ことぶきの家などこれまでの利用形態を基本としつつ、利用者年齢の緩和を行い「地域区民ひろば」を実施します。
- ②学校施設などを活用し、全児童対象の放課後対策事業である「子どもスキップ(全児童クラブ)」を実施します。
- ③職員配置体制を試行します。

●今後のスケジュール

モデル実施を行い「地域区民ひろば」の課題を検証した上で平成18年度に本格実施する予定です。なお、「子どもスキップ」についても、平成20年度までに段階的に移行していく予定です。

皆さんの疑問にお答えします

モデル実施に当たり10・11月に小学校区別に説明会を開催しました。その中で多く寄せられた質問を紹介します。

今後区民の皆さんのご意見を伺いながら、地域の実態に即した検討を進めていきます。

問モデル実施の小学校区を選定した理由はなぜですか。

答区民の皆さんからの反響が大きい子どもスキップの検証も十分に行う必要があるため、小学校区のうち、その実施形態が「校舎内型」、「敷地内型」、「隣接型」の3通りが入るよう選択しました。加えてまた地域性も考慮し、「東部」、「中央」、「西部」の各地域から選択しました。

問モデル実施ではどのようなことを検証するのですか。

答各施設の利用状況や事業の実施状況、利用者の意向の把握、運営協議会設立の進捗状況などを十分に検証していきます。

問モデル実施の検証結果によって、この計画が中止になることがありますか。

答モデル実施により明らかにした課題には精力的に対処し、計画の実現に向け、最大限取り組みます。

問モデル実施される小学校区の児童館やことぶきの家は、廃止され、「地域区民ひろば」になるのですか。

答平成17年度についてはあくまでもモデル実施ですので児童館(注)やことぶきの家は廃止しません。また、「地域区民ひろば」に名称を変更することはありません。

これらの施設ではこれまでの利用形態を基本としつつ、利用者年齢の緩和を行い、「地域区民ひろば」のモデル実施事業を展開していきます。

(注) 小学校の統合などにより一部の児童館(池袋第一・雑司が谷・東池袋第二)については廃止する計画があります。

問モデル実施により、児童館やことぶきの家の開館日および開設時間の変更はありますか。

答変更はありません。現行の各施設の開館日および開設時間に応じてご利用していただくこととなります。

問現在小学校の施設開放が校庭や体育館を利用していますが、今後も引き続き利用できますか。

答基本的には今までどおり利用できます。しかし、小学生の放課後対策事業を実施するため利用時間に影響がある場合があります。必要に応じて利用団体と調整を図ってまいりますので、協力をお願いいたします。

「地域区民ひろば」とはこれまで年齢や使用目的により利用に制限があった区の施設を、地域に密着した視点から見直し、小学校区を基礎的な単位とした地域コミュニティづくりのための「地域区民ひろば」として再編していくものです。

「地域区民ひろば」は、乳幼児から高齢者の方まで、地域社会の多様な活動の拠点としての利用が可能となります。当面は児童館、ことぶきの家などを活用しますが、施設の建て替え時に新しい施設として整備していく予定です。

区立保育園の民営化・委託化を検討しています

区では、これまで区で設置・運営していた保育所を、民間の社会福祉法人等に運営を委ねる今後5年間の計画を立てました(下表参照)

園保育園施設計画担当係 ☎3981-1111(内線)2724

閲覧できます

本案の詳細は、保育園課、区立保育所、区ホームページ(アドレス一面上部欄外参照)で閲覧できます。

今後5年間の民営化・委託化対象園と計画内容

園名	方法	委託化年度				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
南池袋保育園	民営化		○			
駒込第三保育園	委託化	■	○			
雑司が谷保育園	委託化	■	■	○		
南大塚保育園	委託化	■	■	■	○	
西池袋第一保育園	民営化		■	■	■	○
千早第一保育園	民営化		■	■	■	○
池袋本町保育園	民営化		■	■	■	○

民営化=施設の設置と運営を民間に委ねる
委託化=施設は区が保有したまま運営のみを民間に委ねる

区民住宅(ソシエ)あき家入居者を先着順に募集します

区民住宅は、中堅所得ファミリー世帯の定住化を図り、活力ある地域社会の形成を図ることを目的としています。良質な民間住宅を区が長期に借り上げ、住宅を必要としている世帯に供給し、収入に応じて家賃負担を軽減するよう配慮しています。今回は、あき家住宅の入居者を先着順に募集するものです。

- ◇募集期間：12月20日～3月31日
- ◇募集住宅：随時変更されます(住宅課に揭示しています)
- ◇申込み資格：次の①～④のすべてに該当する方①区内に引き続く1年以上住所を有している
- ②3人以上の世帯構成で、かつ義務教育終了前の児童・生徒または乳幼児が一人以上いる③自ら居住するための住宅を必要としている④世帯の月所得が20万円以上60万円以下である
- ◇住宅課窓口で直接お申込みください。申請書は当課窓口で配付しています。
- ◇電話での申込みの予約や申込み後の希望住宅の変更はできません。
- ◇住宅管理係 ☎3981-2637

若者トラブル110番を開設します

キャッチセールス、アポイントメント、マルチ商法、不当請求など若者をめぐるトラブルが増加しています。区内在住・在勤の方10代・20代の方を対象に相談を行います。※電話での相談も可。相談日：1月13日(木)～14日(金)

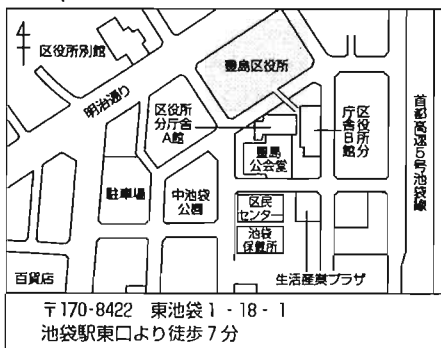
「困窮者支援」利用ください

毎月第3日曜日に、一部の業務を取り扱っています。

- ◇実施日：12月19日(日)
- ◇開設場所・時間：区役所本庁舎1階 午前10時～午後4時
- ◇開設当日の問い合わせ：日曜窓口代表 ☎3981-1358

取扱業務

- 住民票・戸籍等 転入・転出・転居等の届出、住民票の写しの交付(第三者請求は平日のみ)、印鑑証明書の交付(印鑑登録手続は本人が官公署発行の顔写真付の本人確認書類をお持ちの場合のみ受付可)、自動交付機用カードの交付、戸籍の謄抄本等の交付、外国人登録証明書・登録原票記載事項証明書等の交付、在留期間延長の届出
- ※住基ネットサービスによる住基カードの申請・交付、住民票の写しの広域交付、転出入手続きの特例処理はできません。
- 国民健康保険 資格の取得・喪失等の届出、保険証の再交付
- 保険料の納付、高齢受給者証の交付・再交付、●優遇資格の取得申請
- ※取扱業務の詳細や必要な書類は、通常の時間内に各担当課で確認してください。
- ◇住民記録係 ☎3981-4782、外国人登録係 ☎3981-4783、戸籍証明係 ☎3981-4783、戸籍資格課 ☎3981-4766、国保資格課 ☎3981-1929、国保収納係 ☎3981-1295、高齢者医療係 ☎3981-1937



12月21日は
ふれあい入浴デー
(ゆず湯)

区内在住の65歳以上の方と小学生までのお子さんは無料で入浴できます。

◇実施浴場：区内の普通公衆浴場
◇実施時間：浴場営業時間から午後9時まで◇利用方法：浴場窓口でふれあい入浴デーを利用する旨を申し出てください。

◇問い合わせ ☎3981-1734

◇実施時間：1月7日までに、区民相談係 ☎3981-4164 ※先着順住所・氏名・電話番号・内容をお知らせください。

こんにちは
一日区長室

より良い区政のためのご意見を、区長が区民の皆さんに直接お聴きします。

1月20日(木) 午前10時～午後4時 区役所本庁舎1階 区民相談コーナー◇対象：区内在住の方◇定員：10名(一人20分以内)

◇1月7日までに、区民相談係 ☎3981-4164 ※先着順住所・氏名・電話番号・内容をお知らせください。

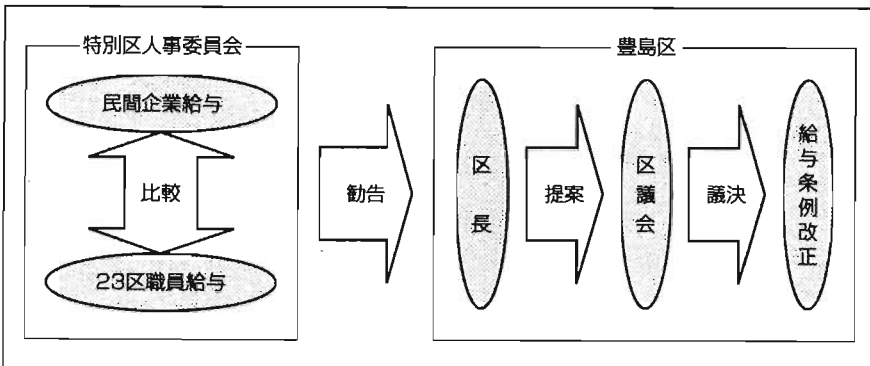
※☎は[問い合わせ先]、☎は[申込み先]、HPは[ホームページ]、EMは[Eメール]、FAXは[ファクス]、☎は[フリーダイヤル]です。

Q 職員の給与はどのように決めているの？

A 地方公務員の給与は、地方公務員法により、生計費、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとされています。23区では、法律に基づき設置された特別区人事委員会が、毎年、23区内の民間企業の給与などを調査し、民間企業の実態と合うように、区に対して給与の改定の勧告をします。

区では、この勧告に基づき、区民の代表である区議会の審議、議決を経て、給与を決定します。このため、職員の給与は、民間企業の給与水準を適正に反映するものとなっています。

給与決定の仕組み

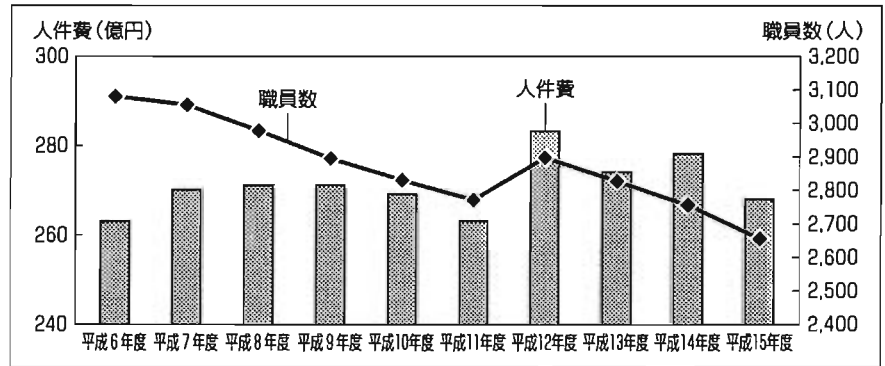


Q 人件費は減っているの？

A 区は、事務事業の見直しによる職員数の削減、人事委員会勧告に基づく給料の減額、期末手当（ボーナス）の引下げなど、積極的に人件費の抑制に努めています。平成15年特別区人事委員会勧告により、平成16年1月より、給料の平均0.79%引下げ、期末手当の5年連続の引下げなどを実施しました。また、平成16年4月より、通勤手当の支給方法を従来の1か月単位から6か月単位に改めました。

区の人件費は、平成12年4月に清掃事業等が都から区に移管されたことにより一時的に増えましたが、全般的には減少傾向となっています。

人件費と職員数の推移



定員の状況

部門別職員数

(各年度4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成15年度	平成16年度		
一般行政	2,217人	2,166人	△51人	—
議会	17人	16人	△1人	情報公開等法整備終了
総務	384人	380人	△4人	業務委託、事務の統合等縮小など
税務	86人	84人	△2人	収納事務の再任用職員活用
民生	1,113人	1,084人	△29人	保育園・児童館非常勤職員活用、児童館業務委託ほか
衛生	351人	335人	△16人	清掃事務事業執行体制の見直し
労働	0人	0人	0人	—
商工	21人	23人	2人	商店街振興の業務増
土木	245人	244人	△1人	建築審査事務の縮小、再任用職員活用など
特別行政(教育)	321人	289人	△32人	図書館受付・給食調理等の業務委託、用務職の再任用職員活用など
公営企業等	116人	114人	△2人	介護保険事務の再任用職員活用など
計	2,654人	2,569人	△85人	—

職員数は、一般職に属する職員数で、退職者および派遣職員（特別区の一部事務組合への派遣など地方自治法上の派遣職員は除く。平成15年度/18人、平成16年度/31人）などを含み、非常勤職員および臨時職員を除きます。

新定員適正化計画の数値目標

計画年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	計
定員適正化目標	55人	65人	70人	60人	250人

財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして300人削減することを目標としています。

定員適正化目標

区は、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、数次にわたり行財政改革を実施し、簡素で効率的な組織運営と定員の適正化を進めています。

定員の適正化については、「新定員適正化計画」などにより、平成8～16年度の間672人（平成12年度の都区制度改革に伴う事務移管による増員192人を除く）の実績となっています。

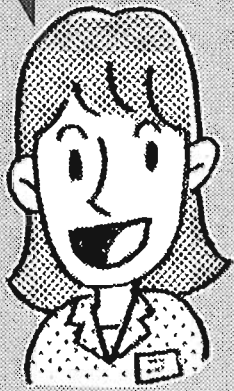
なお、今後5年間（平成17～21年度）で400人を削減し、定員の更なる適正管理に努めていく予定です。

定員適正化計画の進捗状況

(各年度4月1日現在 単位：人)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	計
一般行政	減員 △145	△96	△89	△84	△414
	増員 29	85	30	33	177
	差引 △116	△11	△59	△51	△237
	職員数 2,287	2,276	2,217	2,166	—
議会	減員 △1	0	0	△1	△2
	増員 0	1	0	0	1
	差引 △1	1	0	△1	△1
	職員数 16	17	17	16	—
総務	減員 △12	△13	△14	△16	△55
	増員 5	23	8	12	48
	差引 △7	10	△6	△4	△7
	職員数 380	390	384	380	—
税務	減員 0	0	△1	△2	△3
	増員 1	4	0	0	5
	差引 1	4	△1	△2	2
	職員数 83	87	86	84	—
民生	減員 △117	△54	△38	△40	△249
	増員 11	48	5	11	75
	差引 △106	△6	△33	△29	△174
	職員数 1,152	1,146	1,113	1,084	—
衛生	減員 △6	△13	△15	△20	△54
	増員 4	2	3	4	13
	差引 △2	△11	△12	△16	△41
	職員数 374	363	351	335	—
労働	減員 0	△1	△2	0	△3
	増員 0	1	0	0	1
	差引 0	0	△2	0	△2
	職員数 2	2	0	0	—
商工	減員 △1	0	△1	△1	△3
	増員 1	0	5	3	9
	差引 0	0	4	2	6
	職員数 17	17	21	23	—
土木	減員 △8	△15	△18	△4	△45
	増員 7	6	9	3	25
	差引 △1	△9	△9	△1	△20
	職員数 263	254	245	244	—
特別行政(教育)	減員 △38	△39	△43	△33	△153
	増員 5	0	1	1	7
	差引 △33	△39	△42	△32	△146
	職員数 402	363	321	289	—
公営企業等	減員 0	△77	△3	△2	△82
	増員 77	56	2	0	135
	差引 77	△21	△1	△2	53
	職員数 138	117	116	114	—
計	減員 △183	△212	△135	△119	△649
	増員 111	141	33	34	319
	差引 △72	△71	△102	△85	△330
	職員数 2,827	2,756	2,654	2,569	—

職員の給与についてお答えします



区は、厳しい財政状況の中、職員一丸となって、区民サービスの維持、向上に努めています。区民の皆さんに、一層のご理解をいただくため、職員の給与と定員管理の状況について、皆さんの疑問にお答えします。
問給与係☎3981-4512

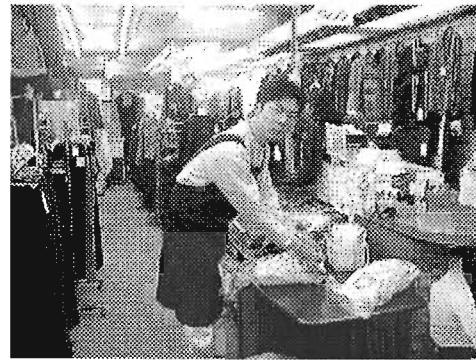
Q

区民サービス向上のために何をしているの？

A

区では、平成16年4月1日現在、2,569人の職員が区民生活に密着した様々な仕事をしています。正規の勤務時間は月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分ですが、平日に来庁できない方のための日曜窓口の開設や、保育園の延長・夜間保育の実施など区民サービスの充実を図っています。

また、民間企業体験研修を行うとともに、ワンランク上のサービスを目指す接遇向上運動「特上接客としまく」を実施するなど、区民の皆さんに信頼される職員の育成に努めています。



民間企業体験研修



接遇研修

給与の状況

人件費

(各年度決算)

区分	歳出額	人件費	比率
平成15年度	860億円	268億円	31.2%
平成14年度	905億円	278億円	30.7%

職員給与費

(平成16年度一般会計当初予算)

総料	期末・勤奨手当	その他の手当	計
109億円	47億円	28億円	184億円

職員給与費は、人件費から退職手当、特別職(区長、議員など)の給料等、社会保険料の事業主負担などを除いたものです。1人当たり給与費は733万円です。

※端数処理のため、計は一致していません。

平均給料月額、平均給与月額、平均年齢

(平成16年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	362,364円	459,678円	43歳7月
技能労務職	347,690円	438,236円	47歳3月

給与は、基本給である給料に、諸手当(期末・勤奨手当、退職手当などを除く)を加えたものです。国の給与との比較の指標として、ラスパイレス指数というものがありますが、それによると平成15年4月1日現在の区の給与は、国の給与の1.02倍となっています。

一般行政職の初任給

(平成16年4月1日現在)

区分	豊島区		国	
	初任給	採用2年後	初任給	採用2年後
大学卒	179,800円	202,800円	I種179,800円 II種170,700円	I種198,600円 II種184,400円
高校卒	144,300円	153,500円	138,800円	148,500円

一般行政職の経験年数別平均給料月額

(平成16年4月1日現在)

区分	経験10年	経験15年	経験20年
大学卒	285,791円	333,242円	395,090円
高校卒	230,480円	278,780円	341,980円

一般行政職の級別職員数

(平成16年4月1日現在)

区分	職員数	構成比	1年前		5年前	
			1年前	5年前	1年前	5年前
10級	3人	0.2%	0.1%	0.3%		
9級	16人	1.3%	1.5%	1.1%		
8級	8人	0.7%	0.8%	0.4%		
7級	43人	3.5%	3.3%	2.1%		
6級	133人	10.9%	11.6%	8.0%		
5級	377人	30.8%	30.9%	28.9%		
4級	385人	31.4%	31.1%	28.1%		
3級	196人	16.0%	16.8%	28.1%		
2級	57人	4.7%	2.8%	2.2%		
1級	7人	0.6%	1.1%	0.8%		
計	1,225人	100%	100%	100%		

※端数処理のため、計は一致していません。

一般行政職の昇給期間短縮

区分	職員数	昇給期間短縮者数	比率
平成15年度	1,225人	465人	38.0%
平成14年度	1,235人	479人	38.8%

昇給期間短縮は、普通昇給期間12月を短縮して昇給させる措置で、勤務成績が特に良好な場合の特別昇給、昇任時の特別昇給などがあります。

主な手当

(平成16年4月1日現在)

区分	豊島区		国		
扶養手当	配偶者	15,700円	配偶者	13,500円	
	その他2人目まで	5,500円	その他2人目まで	6,000円	
	3人目から	4,500円	3人目から	5,000円	
	16~22歳の子に加算	4,000円	16~22歳の子に加算	5,000円	
住居手当	扶養親族あり	8,800円	支給限度額	27,000円	
	扶養親族なし	8,300円			
通勤手当	支給限度額	55,000円	支給限度額	55,000円	
調整手当	給料・扶養手当等の12% 1人当たり平均支給月額	43,706円	給料・扶養手当等の0~12%		
特殊勤務手当	支給職員の割合 1人当たり平均支給月額	45.1% 6,806円	—		
時間外勤務手当	1人当たり平均支給月額	24,729円	—		
期末・勤奨手当	給料・扶養手当等の4.4月分 (6月期 2.05月分) (12月期 2.10月分) (3月期 0.25月分)		給料・扶養手当等の4.4月分 (6月期 2.10月分) (12月期 2.30月分)		
	退職手当	勤続20年	自己都合 24.25月 定年退職等 35.00月	勤続20年	自己都合 21.00月 定年退職等 27.3月
		勤続25年	32.50月 45.50月	勤続25年	33.75月 42.12月
最高限度		50.00月 59.20月	最高限度	59.28月 59.28月	
	1人当たり平均支給額	507万円 2,564万円			

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、特殊等の勤務に従事する職員に支給される手当で、支給額順に、①交替制勤務者等特殊業務手当②清掃業務従事職員特殊勤務手当③福祉事務所等業務手当などがあります。

特別職の給料等

(平成16年4月1日現在)

区分	給料等月額	期末手当
区長	1,038,000円	給料等の3.80月分 (6月期 1.80月分) (12月期 2.00月分)
助役	882,000円	
収入役	773,000円	
議長	882,000円	
副議長	773,000円	
議員	598,000円	

施設等の開設状況

☎総務係☎3981-4451

Table with columns: 施設名, 年末(まで), 年始(から). Lists various facilities like 区役所, 区民集会所, 暮らしの関係施設, etc.

- 秀山荘、猪苗代四季の里は休まず開館しています。
※1 西部区民事務所の開放施設は年末は12月29日(火)まで、年始は1月4日(火)から。
※2 巣鴨第一区民集会所・生活産業プラザの受付抽選は1月4日(火)に行います。
※3 勤労福祉会館の受付抽選は1月5日(水)です。
※4 介護に関する緊急のご相談はアトリ工村☎5965-3695、山吹の里☎3981-3140、いけよんの郷☎3986-0907、雑司が谷☎3984-7322、西池袋☎3986-3993、菊かおる園☎5961-3031の各在宅介護支援センターへ。
※5 豊島公会堂、区民センターの受付抽選は1月6日(水)です。
※6 3月14日(月)まで工事のため休場。
※7 2月28日(月)まで冬期休場。

4203 地域保健課管理係 ☎39887

年末年始の休日診療
12月29日～1月5日
年末年始の休日診療は、下表のとおりです。受診の際は健康保険証を必ずお持ちください。
母と子の健康相談室
(小児救急電話相談)
小児救急医療に関する相談および育児相談、妊産婦相談など母子の健康相談を受け付けます。保健師・助産師が相談に応じ、必要に応じて小児科医師が対応します。☎5285-8898
(プッシュ回線用の固定電話からは短縮ダイヤル「#8000」がご利用になれます。)
◇受付時間：月～金曜日の午後5時～10時、休日(土・日曜日、祝日)、および年末年始は午前9時～午後5時
※この電話相談は医師が直接診察する場合と異なり、あくまでも電話による相談のため、診断を下すものではないことをあらかじめご了承ください。

Table with columns: 診療所名, 所在地・電話, 受付時間. Lists medical services like 池袋休日診療所, 巣鴨休日診療所, etc.

住民票などの自動交付機の稼働
休止期間
●区役所本庁舎・巣鴨信用金庫本店/12月31日(金)～1月3日(月)
●池袋図書館・目白図書館/12月29日(水)～1月4日(火)
●その他の施設/12月29日(水)～1月3日(月)
稼働時間の変更
東部区民事務所/12月28日(火)と1月4日(火)の稼働時間は午前8時30分～午後5時となります。
☎3981-4451

資源回収・ごみ収集
年末年始の資源回収およびごみ収集日は下表のとおりです。
※12月24日～1月10日は、ごみ量が増えるため収集時間が平常時とは異なる場合があります。
ごみは「ごみを出せる時間表」にかかわらず朝8時30分(商店街の一部は朝8時)までに出してください。
資源は従来どおり朝8時30分までにお出しください。

粗大ごみ
「粗大ごみ受付センター」☎5296・7000へ直接申し込んでください。
※年末は申込みが集中し、年内の収集ができない場合がありますので、お早めにお申し込みください。
【年末】12月28日(火)まで
【年始】1月4日(火)から
家電・パソコンリサイクル
●家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)は、「家電リサイクル受付センター」☎5296・7200へ直接申し込んでください。

動物(犬・猫等)の死体収集
豊島清掃事務所へお問い合わせください。
【年末】12月30日(木)正午まで
【年始】1月4日(火)から
お願い
資源、可燃ごみ・不燃ごみの年内最後の収集が終わった後は、年始の収集日まで資源やごみを出さないでください。
☎3981-1601、☎39887
☎3984-9681

年末年始のガイド

Table showing resource collection and trash collection dates by region (e.g., 池袋, 巣鴨, 長崎, etc.) for December 2004.

(注) ※資源の奇数週の日・土曜日地区の方は、12月17・18日の回収が最終です。
※1月10日(祝日)は通常どおり資源回収、ごみ収集を行います。

「豊島区幼児教育振興計画検討委員会」から 豊島区幼児教育振興計画(策定指針)に関する 報告がありました

教育委員会では本年3月に幼児教育の充実と新たな施策の推進を図るため、幼児教育の専門家、学識経験者、区民など19名で構成される検討委員会を設置しました。これまでに8回の委員会と2回の検討部会で検討を重ね、このたび検討委員会から教育委員会へ報告がありました。

この報告には社会環境、自然環境の変化に対応した、幼児期における保育環境の充実や家庭環境の充実、幼稚園・保育所・小学校などの連携、保護者や地域への相談体制等の支援の充実などが盛り込まれています。今後、この報告を基に幼児教育振興計画を策定します。

策定にあたり、区民の皆さんに報告の概要をお知らせするとともに、ご意見をお聴きします。園学事係 ☎ 3981-1174

報告の概要

計画の目的

幼児期における教育は、人間形成の第一歩として大切なものであり、子どもを取り巻く社会の変化をとらえて適切に行っていくことが求められています。現在、子どもたちを取り巻く状況は、都市化に伴う少子化や核家族化の進行、また外国籍の家族の増大に伴う国際化や価値観の多様化などにより急激に変化しています。そこで、子どもたちに適切な幼児教育を保障するため、社会環境の変化と幼児教育の実態を把握・理解し、幼児教育機関としての幼稚園や保育所さらに家庭などの在り方を

見直していくことが必要です。計画の目的は、幼児期に求められる人間形成の特質を踏まえて、将来にわたる区の幼児教育が充実していくための体制を整備することです。

基本理念

区内に住むすべての幼児に、将来にわたる一人の個性ある人間として充実した人生を送れるような「生きる力の基礎」を培える幼児教育を保障することを基本理念とします。

幼児期の特性と幼児教育の役割

幼児期においては人間形成の第一歩として次の①～⑤のような成長が不可欠です。こうした成長が「生きる力の基礎」であり、それを培うことが幼児教育に求められています。

① 様々な遊びを通して健康でし

幼児教育を見直す視点	推進のための具体的な課題
1. 幼児教育機関の教育活動および教育環境の充実	しなやかな心身を育む保育環境の整備 自然に触れる場と機会の整備 多様な人々とかわる力を育む活動と機会の保障 保育者の資質を高めるための研修の推進 「交流の広場」の推進
2. 幼児教育機関における子育て支援の充実	「子育て体験」の推進 「気軽な子育て相談」の推進 「サポート保育(預かり保育)」の推進 「多文化・多世代交流」の推進
3. 幼児教育機関と小学校との連携の推進	「園児と小学生との交流」の推進 「保育者と教員との交流」の推進 「行事の交流」の推進 「地域子ども祭り」の推進
4. 幼児教育機関相互の連携の推進	幼保小連絡協議会の推進(※) 研修の合同実施 各種事業の共同開催 子育て支援活動における連携 地域の安全・防災活動における連携 幼保連携懇談会の推進
5. 幼児期の家庭教育および地域社会における子育て支援の充実	「地域の子育て講座」の推進 「身近な子育て相談」の推進 地域の子育てサークルや親子サークルの交流の推進 地域の子育て施設の開放 家庭や幼稚園や保育所と地域の人々との連携の推進

(※) 幼保小連絡協議会とは幼稚園・保育所・小学校連絡協議会の略称。

保険・年金

国民健康保険加入者の方へ 出産資金をお貸しします

◇対象：豊島区国民健康保険から出産育児一時金の支給が見込まれ、次のいずれかに該当する方①出産予定日まで1か月以内である②妊娠4か月以上で出産費用を医療機関等に支払う必要がある。

◇貸付額：28万円以内(無利子)◇返済：出産育児一時金支給時に清算◇申請書類等：保険証、母子健康手帳、世帯主の印鑑(朱肉を

使うもの)、振込口座の分かるもの(郵便局は不可)、前記②に該当する方は病院の請求書など。◇保険料を滞納している方は、あらかじめご相談ください。◇園国保給付係 ☎ 3981-1129

国民年金保険料を納めるのが 困難な方はご相談ください

失業した方や平成15年中の収入が少ない世帯の方は、申請し承認を受けることで保険料の納付(全額・半額)が免除される「保険料免除制度」があります。この制度は毎年度(7月)翌年6月)ごとに申請が必要です。年金手帳と印鑑を持参し、相談申請をしてください。

※納付の免除は申請のあった月の前月から対象になります。12月中に手続きをした場合、11月から対象になります。この場合、7月から申請した月の前々月までは保険料の納付が必要です。また、学生の方には「学生納付特例制度」があります。学生証(一部対象とならない学校もあり)を持参し、相談・申請をしてください。

◇園年金資格係 ☎ 3981-1195

外国人の方も国民年金に加入しましょう
外国籍の方も日本国内に住所があれば国民年金に加入することになります。

国民年金は20歳以上60歳未満で、厚生年金や共済組合に加入していない方が加入します。これらの年金の納付または免除期間が合計25年以上あると、将来老齢基礎年金が受けられます。また、障害・遺族年金などの年金も一定の納付要件があれば受けられます。

国民年金の保険料は1万3千

製造事業所の皆さんへ 工業統計調査にご協力ください

製造事業所では、工業統計調査を平成16年12月31日現在で実施します。この調査は、製造業を営む事業所を対象に、その活動実態を明らかにすることを目的としています(今年度は従業員4名以上の事業所を対象としています)。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などの研究資料、小・中学校や高等学校の教材などに広く利用されます。

統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な記入をお願いします。
◇園統計調査係 ☎ 3981-1196

住民票の委託窓口を 一部廃止します

事務所移転に伴い、次の委託窓口の受付を12月29日(水)までで廃止します。

◇委託窓口名：男女平等推進センター(エポック10)
◇住民記録係 ☎ 3981-4782

区民センター文化ホール・総合展示場、豊島公会堂の受付抽選会のご案内
施設の利用申込みが1年前からできるようになりました。これに伴い、次のとおり受付抽選を行います。

◇会場：区民センター
◇抽選日：1月6日(木)
◇抽選開始時間/利用月：
午前9時から/7月・8月分
午前10時から/9月・10月分
午前11時から/11月・12月分
午後1時から/平成18年1月分
◇園区民施設係 ☎ 3981-4623


犬の飼い主の皆さんへ マナーを守って飼いましょう

犬のふん尿や無駄吠え、放し飼いについての苦情が多数寄せられています。マナーを守り、他人に迷惑をかけるよう注意しましょう。

犬の管理ポイント

- 敷地内で飼養し、犬や犬舎の内外をいつも清潔にしましょう。
- 食事は時間を決めて与えましょう。
- 毎日散歩させましょう。
 - 放し飼いは禁止されています。必ず引き綱を付けてください。
 - ふん尿は散歩の前にさせるか、ビニール袋、水などを持参して必ず後始末をしましょう。

園池袋保健所生活衛生課 ☎ 3987-4175



イベント情報

費用の記載がない
事業は無料です

湯〜友〜タイム

12月17日(金) ①午後1時40分〜2時40分 ニュー橋(集鴨5-20-3) ②午後1時50分〜2時50分 三鈴湯(池袋本町3-22-27) ③午後2時40分〜3時40分 千川湯(千早4-2-6)
いずれも◇脱衣場での簡単なストレッチ体操など◇区内在住の65歳以上の方。
☎いきがい係☎3981-1734

障害者自立支援センター 「豊島区の障害者集まれ!大交流会」

12月18日(土) 午後6〜8時 心身障害者福祉センター◇同じ豊島区に住む障害者同士で、地域や生活上の情報交換や日ごろ感じていることを話し合いませんか◇区内在住の障害のある方とその家族◇1,000円(夕食代ほか)。
☎12月17日までに心身障害者福祉センター☎3953-2811、☎3953-9441、✉tscenter@t.toshima.ne.jp

としま・おたっしや21

1月21日(金) 午後1時30分〜3時30分 受付 南長崎第一こぶきの家◇簡単な体力測定と質問により老化のサインを早期に発見する健診◇区内在住、在勤のおおむね70〜84歳で来所できる方◇30名※要予約、先着順。
☎いきがい係☎3981-1734

講演・講習

◆青年館
パソコンルーム定期講座
「はじめてのパソコン」
①1月14日(金)、②1月26日(火) とともに午前10時〜正午◇マウスの使い方、文字入力など基本操作を学ぶ◇初心者対象◇各15名◇1,000円

「ワード初級」
①1月12日(火) 午前10時〜午後3時30分、
②1月26日(火)・28日(金) 午後7〜9時◇ワードで文書作成、絵入り案内状づくりを学ぶ◇文字入力のできる方対象◇各15名◇2,000円

「エクセル入門」
①1月12日(火)・14日(金) 午後7〜9時、
②2月2日(火) 午前10時〜午後3時30分◇エクセルの基本操作から表計算やグラフ作成を学ぶ◇文字入力のできる方対象◇各15名◇2,000円

「インターネット・メール入門」
①1月28日(金) 午前10時〜午後3時30分、
②2月2日(火)・4日(金) 午後7〜9時◇インターネットの基本操作、メールの送受信を学ぶ◇文字入力のできる方対象◇各15名◇2,000円
☎当館☎3986-6740※先着順

◆社交ダンス初心者講習会
1月12日〜2月23日 水曜日(全7回) 午後1時30分〜4時 雑司が谷体育館◇区内在住、在勤の方◇男女各30名(計60名)◇3,500円◇主催/豊島区ダンススポーツ協会、後援/教育委員会☎はがき(はがき記入例参照)で、「〒170-0012 上池袋2-18-3 福田」へ※先着順。
☎当会 福田☎3910-7988、スポーツ振興係☎3981-1334

◆南大塚社会教育会館 「楽しい健康吹矢」

1月14・28日、2月18・25日、3月11日 金曜日(全5回) 午前10時〜正午◇吹矢で楽しく健康づくり◇講師…日本吹矢協会公認指導員/山田兼三郎氏◇区内在住、在勤の方◇20名◇3,950円(吹矢借用料ほか)☎往復はがき(はがき記入例参照。在勤の方は勤務先名・所在地も記入)で、12月20日(必着)までに「〒170-0005 南大塚2-36-1 南大塚社会教育会館」へ※応募者多数の場合は抽選。
☎当館☎3946-4301

◆男女平等推進センター(エポック10) 女性問題講座

「メディア・リテラシーを学ぶ」
1月21・28日 金曜日(全2回) 午後2〜4時◇メディアの仕組みを知って、受身の情報から選択の情報へ①CM編②ドラマ編◇講師…メディア・リテラシーファシリテーター/山田淳子氏◇40名※保育あり(2歳以上の未就学児。15名まで先着順)。
☎1月19日までに当センター☎5954-1015、☎5391-1015、✉epoch@city.toshima.tokyo.jp

◆視覚障害者教養講座 ボランティア募集

◇講座開催日…2月26日〜3月19日 土曜日(全4回) 午後1時30分〜3時30分 勤労福祉会館ほか◇参加者の歩行補助など。
◇事前説明会・学習会…1月22日、2月5・12日 土曜日(全3回) 午後1時30分〜3時30分 区民センター◇ブラインドウォーク体験、補助実務シュミレーションほか☎電話またはEメール(はがき記入例参照)で当係へ。
☎社会教育係☎3981-1189、✉shakai kyoiku@city.toshima.tokyo.jp

スポーツ

◆第27回区民グラウンドゴルフ 新春大会

1月10日(祝) 正午〜午後4時 総合体育場◇区内在住、在勤、在学の方とその家族◇600円◇運動しやすい服装・運動靴で参加※用具の貸出しあり◇主催/レクリエーション協会、後援/教育委員会。
☎1月7日までに当協会 中村☎3918-1014、スポーツ振興係☎3981-1334

◆池袋スポーツセンター 健康づくり教室

①火・木曜日教室
1月27日(火)〜3月29日(火) (全18回) 午前11時〜午後0時30分
②水・金曜日教室
1月26日(水)〜3月30日(水) (全18回) 午後2時15分〜3時45分
①②とも区内在住、在勤の50歳以上の方※現在治療中の方は主治医の許可が必要◇35名◇3,600円(別途施設使用料1回600円が必要) ☎往復はがき(はがき記入例参照。1枚1名のみ)で、12月27日(必着)までに「〒170-0012 上池袋2-5-1 池袋スポーツセンター」へ※はがき持参で直接窓口申込み可。応募者多数の場合は抽選。
☎当センター☎5974-7262

◆第2回区民スキースクール

2月10日(休)夜出発〜13日(日) 白馬五竜とおみ◇講習、級別テスト◇区内在住、在勤の方◇70名◇39,500円◇主催/豊島区スキー協会、後援/教育委員会☎はがき(はがき記入例参照)で、「〒116-0011 荒川区西尾久8-30-1-1013 伊藤」へ※ファクス可。先着順。
☎当協会 伊藤☎3809-2774、スポーツ振興係☎3981-1334



7 コミュニティ振興公社

チケット購入・友の会入会申込みは、
としまコミュニティチケットセンターへ
☎3590-5321 ※@前売り、@当日、
http://www.toshima-community.jp

◆豊島区管弦楽団定期演奏会

12月18日(土) 午後4時開演 学習院創立百周年記念会館正堂◇メンデルスゾーン交響曲第5番二短調「宗教改革」作品107ほか◇指揮/桐山 彰◇800円 全席自由。

◆オペレッタ Carmen ビゼー作曲の名作オペラ、トウキョウを 舞台に下町カルメン!

1月16日(日) 午後5時開演 区民センター文化ホール◇2,800円 全席指定※友の会会員割引あり。

◆ウィナー・ワルツ・オーケストラ 〜宮殿祝賀コンサート

1月19日(火) 午後7時開演 東京芸術劇場大ホール◇皇帝円舞曲、美しく青きドナウほか◇S席4,000円、A席3,500円、B席3,000円、T席1,500円※友の会会員割引あり。

◆坂本冬美コンサート

3月24日(木) 午後6時30分開演 東京芸術劇場大ホール◇S席6,300円、A席5,800円、B席4,000円※12月17日発売。友の会会員割引あり。

第17回池袋演劇祭

参加劇団募集
◇演劇祭期間…平成17年9月1日(休)〜30日(金)◇参加条件…①池袋演劇祭開催期間中(初日・千秋楽がかかっていたら可)に、豊島区内の劇場、ホール等で公演できる劇団(個人および団体)②審査員用に無料鑑賞券15枚を提供できる③責任をもって公演を実施できる④池袋演劇祭の関連行事(CM大会等)に出席できる⑤ちらし等に「池袋演劇祭参加作品」と明記できる※次の場合は、池袋演劇祭賞の審査対象外(1)上演日数2日未満、上演回数2回未満(2)池袋演劇祭賞の受賞劇団が受賞後3年以内にその受賞演目を再演した場合。なお、参加条件を満たしていない劇団は審査対象外の「特別参加」となります☎4月8日までに所定の申込書を郵送またはファクスで当事務局へ。
※区民センター文化ホール・豊島公会堂・南大塚ホールでの公演を希望する場合は12月24日までに申込み。
☎豊島区舞台芸術振興会事務局☎3985-0960、☎3984-0865

社会福祉協議会

◆ボランティア入門講座
12月20日(月) 午後7〜9時 豊島ボランティアセンター◇活動の種類や選び方・ボランティア保険など◇10名
☎当センター☎3984-9375

◆一人親家庭の方へ 「アレグリア2」夢のスーパーサーカス 東京公演へ招待します

12月25日(土) 午後4時30分開演 原宿新ビックトップ(国立代々木競技場オリンピックプラザ特設テント)◇一人親家庭の方(子どもは11歳以上〜18歳未満)◇50名☎往復はがきに、①住所②電話番号③招待を希望する子ども・保護者の氏名を記入し、12月20日(必着)までに「〒170-0013 東池袋1-39-2 社会福祉協議会」へ※保護者の方が申込んでください。応募者多数の場合は抽選。
☎地域福祉係☎3981-2930

募集

◆税務課 臨時職員

◇書類整理・計算などの事務◇月15日勤務 午前9時30分〜午後4時30分◇月額5,400円(交通費含む)◇雇用期間…平成17年2月1日〜5月中旬◇17名◇選考…面接☎電話連絡の上、履歴書(写真貼付)を12月28日(必着)までに持参、または「税務課税務係」(あて先上部欄外参照)へ郵送※電話連絡時に面接日をお知らせします。

☎税務係☎3981-1111 内線2311

◆保健福祉センター(非常勤職員) 訪問看護指導員

◇平成17年4月1日現在、59歳以下で、保健師または看護師の資格がある方◇高齢者およびその家族などに対する相談・指導・助言◇月16日勤務、午前8時30分〜午後5時15分◇月額244,000円(交通費、社会保険料等含む)◇平成17年4月1日採用予定、任期1年(更新あり)◇若干名◇選考…作文・面接☎所定の申込書(中央保健福祉センターで配付)、写真(縦3cm×横2cm)2枚、登録証などの写しを添えて、12月28日までに中央保健福祉センターへ持参※郵送不可。
☎中央保健福祉センター☎3981-1963

◆道路管理巡視員(非常勤職員)

◇平成17年4月1日現在、40歳以上65歳未満で道路行政に精通している方◇道路占用物件実態調査および指導◇月16日、1日8時間勤務◇月額192,000円(交通費、社会保険あり)◇平成17年4月1日採用予定、任期1年(更新あり)◇1名◇選考…面接※後日連絡☎便せんなどに①氏名②〒住所③生年月日④電話番号を記入し、1月31日までに「道路管理課占用係」(あて先上部欄外参照)へ郵送。
☎占用係☎3981-4804

休館

◆巣鴨体育館 温水プール

1月4日(火)〜3月14日(月)◇水槽塗装工事のため。
☎当館☎3918-7101



はがき記入例

【はがきの裏】

- ①事業またはイベント名
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤性別
- ⑥電話番号
- ⑦その他必要事項

※往復はがきを利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。